

平成 21 年度食品安全委員会運営計画（素案）

平成 21 年 1 月

食品安全委員会 企画専門調査会

目 次

第 1 平成 21 年度における委員会の運営の重点事項 · · · · ·	1
第 2 委員会の運営全般 · · · · ·	2
1 会議の開催	
① 委員会会合の開催	
② 企画専門調査会の開催	
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④ 緊急時対応専門調査会の開催	
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
⑥ 専門調査会の連携の確保	
2 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 22 年度食品安全委員会運営計画の作成	
① 平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 21 年 5 ~ 6 月ごろ)	
② 平成 22 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 22 年 1 ~ 3 月ごろ)	
第 3 食品健康影響評価の実施 · · · · ·	3
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5 食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4 リスクコミュニケーションの促進 · · · · ·	6
1 意見交換会の開催	
2 リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3 全国食品安全連絡会議の開催	
4 食品安全モニターの活動	
5 情報の提供・相談等の実施	
6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7 食育の推進への貢献	
第 5 緊急の事態への対処 · · · · ·	9
1 緊急時対応訓練の実施	
2 緊急事態への対処体制の整備	
第 6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 · · · · ·	9
1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2 国際協調の推進	
第 7 食品の安全性の確保に関する調査 · · · · ·	10

第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。
- 2 「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月○日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。
- 3 平成21年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
 - ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
 - ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
 - ・ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるように、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーターの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
 - ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。
 - ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進す

るとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成 20 年度食品安全委員会運営計画（平成 20 年 3 月 27 日委員会決定）のフォローアップ、平成 20 年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成 21 年 5 ～ 6 月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年 8 ～ 11 月ごろ）
- ・ 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年 10 ～ 11 月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成 22 年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成 22 年 1 ～ 2 月ごろ）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項

また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成 18 年 11 月 16 日委員会決定）において、今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえたリスクコミュニケーションの着実な推進方策
- ・ 平成 20 年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策
- ・ 平成 20 年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成 21 年 4 ～ 5 月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね 3 ～ 4 ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討

を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、隨時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

⑥ 専門調査会の連携の確保

委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うため、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成22年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成21年5～6月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成22年度食品安全委員会運営計画の作成（平成22年1～3月ごろ）

平成22年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、

平成21年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。

① 平成20年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成21年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等について、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、専門調査会の運営方法の見直しや、調査審議の前段階での事前検討の徹底を行うとともに、複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議方法の改善を行うなど、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブルリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会で行っている評価ガイドライン起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。また、器具・容器包装の評価ガイドラインについて、平成19年度に終了した当該分野に関する食品健康影響評価技術研究の結果をもとに、起草作業を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

平成21年度においては、企画専門調査会において調査審議する委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、案件選定の間口を広げる観点から、従来からの委員会が整理した情報に基づく案件候補に、新たに食品安全モ

ニターなどから募集した案件候補を加えることを試みる。

これに伴い、企画専門調査会に必要に応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成21年度内に委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定を行う。

また、委員会自らが食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

なお、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等について、引き続き、微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

また、委員会は、必要に応じて、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した上記案件について、調査審議の状況や今後の見通しに関して専門調査会から報告を受け、今後の取扱い方針を検討する。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成21年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成21年9月ごろ及び平成22年3月ごろを

目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

特に、平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、研究に応募する者の範囲を広げる。

② 平成20年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

③ 平成21年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るために、引き続き参加型の運営を目指す。

1 意見交換会の開催

意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置がとられているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の必要があるもの
- ・ リスク分析の考え方

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 意見交換などの会議を円滑に進行する技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）及び科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成する「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努める。
- ② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進する。
- ③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じ

て気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成21年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。

その他、食品安全モニターに「リスクコミュニケーション育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図る。

さらに、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進するとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関して情報の提供や意見交換を促進し、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に、平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーショ

ンを幅広く展開し、子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつわかりやすく国民に提供する。

このため、食品安全総合情報システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに、登録された情報を基に委員会が自ら行う食品健康影響評価に資する情報の整理分析やファクトシート等の作成・更新を進める。

また、平成22年3月の運用開始に向けて次期食品安全総合情報システムの開発を行う。なお、次期食品安全総合情報システムにおいては、ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指す。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タ

スク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S A等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

3 外部の専門家とのネットワークの形成

食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに着手する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成21年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、より的確な成果を得るために、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要が生じた場合には、隨時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。